小矢部市告示第88号

小矢部市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和３年10月15日

小矢部市長　桜　井　森　夫

小矢部市地域生活支援拠点等事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本市、砺波市及び南砺市（以下「砺波圏域」という。）内の複数の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制として地域生活支援拠点等の整備を推進し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、地域生活支援拠点等事業所の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 障害者　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第４条第１項に定める障害者をいう。

　(2) 障害児　法第４条第２項に定める障害児をいう。

(3) 地域生活支援拠点等　地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年７月７日障障発0707第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

(4) 砺波地域障害者自立支援協議会　砺波圏域、関係機関等で構成する、砺波圏域の障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす協議の場として法第89条の３第１項の規定に基づき設置している協議会をいう。

（地域生活支援拠点等の機能）

第３条　地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

(1) 相談機能（障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能をいう。）

(2) 緊急時の受入れ・対応機能（短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能をいう。）

(3) 体験の機会・場の提供機能（地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能をいう。）

(4) 専門的人材の確保・養成機能（医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。）

(5) 地域の体制づくり機能（基幹センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。）

　（地域生活支援拠点等の事業内容）

第４条　地域生活支援拠点等の事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）は、

次に掲げるとおりとする。

(1) 地域生活支援拠点等の機能を提供するための生活支援体制の整備を図る事業

(2) 地域生活支援拠点等の機能の全部又は一部を地域において担う事業を実施する事業所を砺波圏域の地域生活支援拠点等事業所として認定し、及び認定を促進する事業

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第５条　前条第２号に規定する地域生活支援拠点等事業所として認定を受けることができる事業所は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第６条に規定する運営規程（以下「運営規程」という。）に、地域生活支援拠点等事業を行う事業所であることを規定していること。

(2) 次に掲げるいずれかの指定を受けていること。

ア　法第36条第１項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定又は法第38条第１項の規定による指定障害者支援施設の指定

イ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の15第１項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定又は同法第24条の９第１項の規定による指定障害児入所施設の指定

ウ　法第51条の20第１項の規定による指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第１項の規定による指定障害児相談支援事業者の指定

２　地域生活支援拠点等事業所として認定を受けた事業所は、地域生活支援拠点等の趣旨及びそれが担う役割を十分に理解した上でサービスを提供するものとし、当該サービスに係る報酬の算定が可能となった場合には、適切に請求するものとする。

（地域生活支援拠点等事業所の認定等）

第６条　小矢部市において、地域生活支援拠点等事業所としての認定を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、砺波圏域地域生活支援拠点等事業所認定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 運営規程

(2) 運営規程の変更届出書の写し（富山県又は市の受付印のある届出書に限る。）

(3) 前条第１項第２号に掲げるいずれかの指定を受けていることを証する書類

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、認定すると決定したときは砺波圏域地域生活支援拠点等事業所認定書（様式第２号。以下「認定書」という。）を申請者に交付し、認定しないと決定したときは理由を付し、文書でその旨を申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により認定書を交付したときは、砺波地域障害者自立支援協議会の他の構成市（以下「他の構成市」という。）に当該認定書の写しを送付するものとする。

４　市長は、地域生活支援拠点等事業の円滑な実施のため、第２項の規定により認定した事業所（以下「認定事業所」という。）の法人名、事業所名、所在地、実施する事業等必要な情報を公表するものとする。

５　認定事業所は、認定の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

６　認定事業所は、認定に係る事業を廃止するときは、その１箇月前までに市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第７条　市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 第５条第１項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。

(3) その他市長が認定事業所として不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、理由を付し、文書でその旨を認定事業所に通知するとともに、他の構成市に当該文書の写しを送付するものとする。

（書類の保存）

第８条　認定事業所は、運営記録等の書類を整備し、認定に係る事業を実施した日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

（報告及び検査）

第９条　市長は、必要があると認めるときは、認定事業所に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して運営記録その他の関係書類を検査させることができる。

（秘密の保持）

第10条　認定事業所の職員等は、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和３年11月１日から施行する。